

みなさまの意見を募集します。

お問い合わせ先 **経営戦略課**
☎077-528-2894

平成29年度から平成40年度までの下水道事業及びガス事業の中長期的な基本計画となる「大津市下水道事業中長期経営計画（経営戦略）」及び「大津市ガス事業中長期経営計画（経営戦略）」の策定を進めています。

このたび、これらの計画案についてみなさまのご意見を募集します。

■**閲覧・意見募集期間** 平成29年2月13日（月）～3月5日（日）

■**配布・閲覧場所** 経営戦略課（大津市役所新館5階）

市政資料コーナー（大津市役所新館7階市政情報課内・閲覧のみ）

※企業局ホームページからダウンロードもできます。右下のQRコードからアクセスいただくか、企業局ホームページ「情報公開」の項目中の「パブリックコメント」のページをご覧ください。

■**意見提出方法** 意見書（様式自由）に意見とその該当箇所、住所、氏名、電話番号を書いて、直接又は郵送、FAX、電子メールで経営戦略課あて提出してください。なお、意見書の返却、個別の回答はいたしません。

郵送先：〒520-8575 大津市御陵町3番1号 大津市企業局経営戦略課

FAX：077-523-3399 電子メール：otsu2808@city.otsu.lg.jp

下水道事業



ガス事業



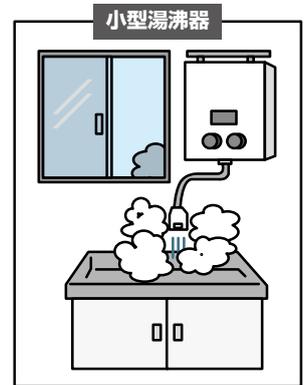
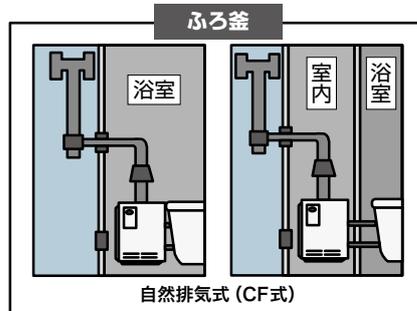
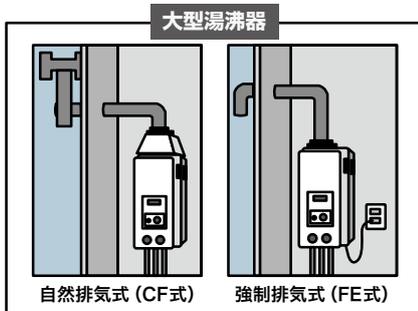
ガスを安全に安心してお使いいただくために

～安全型ガス機器普及促進事業補助金制度のご案内～

お問い合わせ先 **ガス施設課** ☎077-528-2610

安全装置の付いた湯沸器への取り替え費用に係る補助金

屋内又は浴室に設置されている安全装置（不完全燃焼防止装置）の付いていない、ふろ釜・小型湯沸器・大型湯沸器の取り替え費用の一部を助成する補助金制度を設けています（平成30年3月15日まで）。



※イラストのようなガス機器をお取り替えの場合に、補助金の対象となる可能性があります。

詳しくは企業局ホームページ（検索エンジンで「大津市企業局ガス機器取り替え」で検索又は、右記QRコードからアクセス）をご覧ください。



優良建設工事業者表彰式を行いました

お問い合わせ先 **工事監理課**
☎077-528-2709

平成27年度に完成した建設工事の中から特に優秀な成績を修めた施工業者に対し、大津市公営企業管理者が表彰状を手渡しました。

なお、この表彰制度は平成27年度に創設したもので、今回はその第1回目となります。

【受賞者】（50音順）

株式会社昭建 取締役社長 桑田保正（大津市浜大津二丁目）

東洋建設株式会社 代表取締役 星山高晋（大津市馬場三丁目）



ご存知ですか？鉛給水管

水道水の水質は、「水道法」に基づき、厳しい水質基準が定められています。

水道水中の鉛濃度についても、栓水（蛇口）の水道水1リットルあたり0.01mg以下と定められています。

昭和59年3月以前の建物の配管には鉛給水管が使用されている場合があります。

Q 鉛給水管から水を使う時に注意することはあるの？

A 鉛給水管が使われていても、通常（流水）使用の場合は、安全上問題はありません。

しかし、朝起床後に水道を使用される場合や、旅行等で長時間使用されないと、わずかですが鉛が溶け出していることがあります。この場合、最初の水はトイレや洗濯など、飲み水以外にお使いいただくことをお勧めします（目安はバケツ一杯分くらい）。

Q 鉛給水管の取り替えは行われているの？

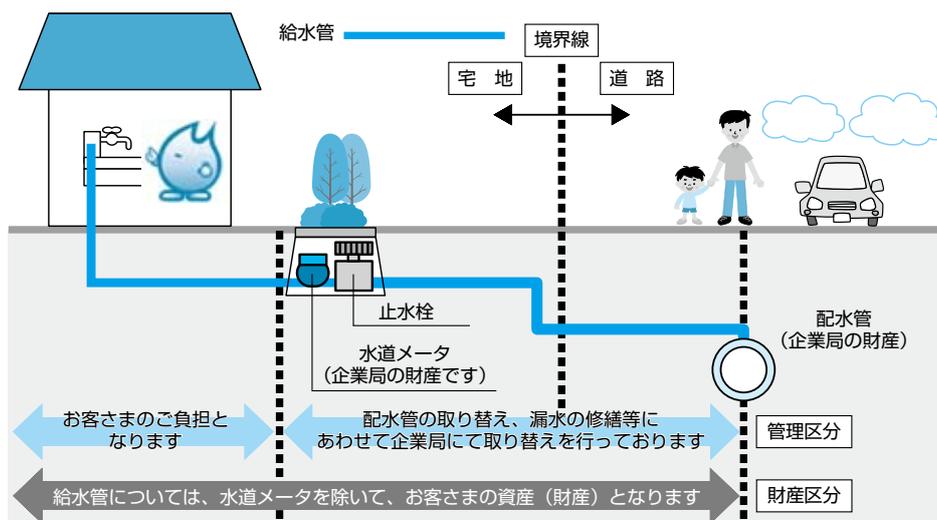
A 企業局では配水管（企業局の財産です。）の取り替え工事や漏水発生時の修理等に合わせて、道路部分の鉛給水管を、樹脂製等の給水管に取り替えています。宅地内の鉛給水管については、お客さまがご自宅をリフォーム等される際に取り替えをお考え下さい。

Q 自宅に鉛給水管が使われているか調べて欲しいのだけど？

A 大津市内では昭和59年4月以降は鉛給水管を使用していないため、それ以降に新築又は改築され、道路部分の配水管から給水管を取り替えられた場合は鉛給水管は使用されていません。ご自宅に鉛給水管が使用されているかお知りになりたい場合は、市役所新館5階お客様設備課までお越し下さい（個人情報保護の観点から、お電話等による対応はできません。）。

Q 鉛給水管を取り替えたいけれど、かかる費用はどうなるの？

A 給水管はお客さまの資産（図参照）なので、新設・改造・修理等にかかる費用は原則お客さま負担となりますが、鉛給水管については企業局で道路部分の工事等を行う場合に限り、水道メーターから道路側を無償でお取り替えしています。



お問い合わせ先 水道施設課 ☎077-528-2608

(配水管取り替え工事に伴う鉛給水管の取り替えについて)

お客様設備課 ☎077-528-2605

(家屋の増改築等に伴う鉛給水管の取り替えについて)

